

## 交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付要綱

### (主旨)

第1条 この要綱は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）が指定される以前から当該土地に存する住宅（以下「既存不適格住宅」という。）を土砂災害から守るための補強措置を促進するため、市長が予算の範囲内で交付するものとし、その交付金については交野市補助金交付規則（昭和48年8月21日規則第5号）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1にすべて適合するものとする。

2 補助金の補助対象経費、補助額及び補助対象経費の限度額は、別表2のとおりとする。この場合において補助金の額は、補助事業の区分ごとに1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金交付を受けようとする者は、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付申請書（様式第1号）により、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請があつたときは、審査のうえ、補助金を交付することが妥当と認めた時は、補助金交付を決定し、補助金交付申請者に対し、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

### (補助金交付申請の変更及び取り下げ)

第5条 前条の規定により補助金交付の通知を受けた者（以下「事業施行者」という。）が、補助事業の内容を変更するときは、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付変更申請書（様式第3号）をただちに市長に提出しなければならない。市長は、補助金交付変更申請があり、妥当を認めた時は、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交

付変更決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。

また補助事業の中止等を申請する場合は、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業に係る補助事業の中止（廃止）申請書（様式第5号）をただちに市長に提出しなければならない。

（着手届）

第6条 事業施行者は、補強工事着工7日前までに、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 市長は、補助事業者に対し様式第7号により事業遂行状況報告を請求することができるものとする。補助事業者は、請求があった場合、ただちに交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業遂行状況報告書（様式第8号）により、必要書類を添えて報告しなければならない。

（実績報告書）

第8条 事業が完了したときは、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業実績報告書（様式第9号）により、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、現地確認を行い、補助金交付の決定内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交野市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業補助金交付確定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付確定通知を受理したときは、速やかに様式第11号の補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

（流用の禁止）

第10条 補助金の交付を受けた者は、これを他の経費に流用してはならない。

（補助金交付通知の取り消し及び還付命令等）

第11条 市長は、事業施行者が、次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段による補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当と認められたとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取り消し書（様式第12号）により通知するものとし、補助金の一部又は全部の返還については、補助金返還命令書（様式第13号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、交野市長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別表 1 区分	採択基準
特別警戒区域内住宅補強設計補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱施行日以前から所有かつ居住しており、土砂災害特別警戒区域に存する居室のある建築物（長屋・共同住宅・併用住宅を含む。）</li> <li>ただし、要綱施行日以後に特別警戒区域に指定された場合は、指定日以前から所有かつ居住している建築物</li> <li>・ 補強後も申請者が居住する建築物</li> <li>・ 補強設計補助は、区域指定により補強が必要な箇所（範囲）を対象とする。</li> <li>・ 補強設計補助は、既存不適格住宅を建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる補強を行うための設計を行う場合にあつては、当該設計を建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けた建築士事務所に属する者が行わなければならないこと。</li> <li>・ 住宅補強設計を行う者の市民税課税所得金額が5,070,000円未満であること。</li> <li>・ 市税（市・府民税、固定資産税及び都市計画税）に滞納がないこと。</li> <li>・ 補助対象住宅の所有者及び居住する世帯全員が、交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。</li> </ul>

特別警戒区域内住宅補強工事補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱施行日以前から所有かつ居住しており、土砂災害特別警戒区域に存する居室のある建築物（長屋・共同住宅・併用住宅を含む。）ただし、要綱施行日以後に特別警戒区域に指定された場合は、指定日以前から所有かつ居住している建築物</li> <li>・ 補強後も申請者が居住する建築物</li> <li>・ 補強工事補助は、区域指定により補強が必要な箇所（範囲）を対象とする。</li> <li>・ 住宅補強工事を行う者の市民税課税所得金額が5,070,000円未満であること。</li> <li>・ 市税（市・府民税、固定資産税及び都市計画税）に滞納がないこと。</li> <li>・ 補助対象住宅の所有者及び居住する世帯全員が、交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。</li> </ul>
-----------------	--

別表2区分	補助対象経費	補助額	補助対象経費の限度額
特別警戒区域内住宅補強設計補助	居室を有する建築物の補強設計の補助に要する経費のうち別に定める限度額の範囲内	補助対象経費に23%を乗じた額	1棟当たり672,000円を限度とする。
特別警戒区域内住宅補強工事補助	居室を有する建築物の補強工事の補助に要する経費のうち別に定める限度額の範囲内	補助対象経費に23%を乗じた額	1棟当たり3,360,000円を限度とする。